

まにわくんバス停標柱整備業務仕様書

1. 総則

- (1) 業務名 まにわくんバス停標柱整備業務
- (2) 設置場所 真庭市久世ほか地内
- (3) 業務概要 本業務は、コミュニティバスまにわくんの利便性向上を図るため、バス停の両側に標柱設置となるよう整備するもの。
- (4) 履行期間 契約日から令和 8 年 3 月 19 日 (木)
- (5) 施工担当課 くらし安全課
- (6) 適用範囲 本仕様書は、基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、下記目的の業務にあたり当然必要と思われるものについては、業務担当課の係員（以下「監督員」という。）と協議の上、請負者の責任において実施し、誠実に施工すること。

2. 特記事項

(1) 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

1) 以下のバス標柱の作成(合計 39 本)

①バス標柱 19 本

1 基あたり

- ・コンクリート台座 $\phi 400 \times H250$ 丸パイプ $\phi 60 \times H1,550 \times 1$ 本 溶接塗装仕上げ
- ・上部板面 アルミ複合板材 250×250 角 R アルミ複合板 プリント+カット文字 (両面)

取付 裏面 フラットバー 250×30 ネジ止め

- ・中部板面 $W300 \times H600$ 角 R アルミ複合板 上部から $216 \times 303\text{mm}$ の時刻表が差込可能なタテアルミコ型ジョイナー

取付 取付平リブ、取付 U バンド 3 か所

②バス標柱 15 本(中部板面 2 枚)

1 基あたり

- ・コンクリート台座 $\phi 400 \times H250$ 丸パイプ $\phi 60 \times H1,550 \times 1$ 本 溶接塗装仕上げ
- ・上部板面 アルミ複合板材 250×250 角 R アルミ複合板 プリント+カット文字 (両面)

取付 裏面 フラットバー 250×30 ネジ止め

- ・中部板面 $W300 \times H600 \times 1 + W300 \times H300 \times 1$ 角 R アルミ複合板 上部から $216 \times 303\text{mm}$ の時刻表が差込可能なタテアルミコ型ジョイナー

取付 取付平リブ、取付 U バンド 3 か所

③バス標柱 4 本(中部板面 3 枚)

1 基あたり

- ・コンクリート台座 $\phi 400 \times H250$ 丸パイプ $\phi 60 \times H1,550 \times 1$ 本 溶接塗装仕上げ
- ・上部板面 アルミ複合板材 250×250 角 R アルミ複合板 プリント+カット文字 (両面)

取付 裏面 フラットバー 250×30 ネジ止め

- ・中部板面 $W300 \times H600 \times 1 + W300 \times H300 \times 2$ 角 R アルミ複合板 上部から $216 \times 303\text{mm}$ の時刻表が差込可能なタテアルミコ型ジョイナー

取付 取付平リブ、取付 U バンド 3 か所

④予備 1 本(①標柱上部板面の停留所名表記を除いたもの)

2) 上記バス標柱作成に関するデザイン一式

基本的な表示内容は別紙によるが、詳細は監督員との協議により決定するものとする。

設置に先立ち、デザイン案（見本）を作成し、監督員承諾の上作成するものとする。見本はコピー用紙程度の紙にカラー印刷したもので可とする。

3) 上記バス標柱の設置、既存標柱の回収・処分

標柱の設置及び既存標柱の回収、処分については請負者により実施する。

設置場所は別紙によるが、詳細は監督員との協議により決定するものとする。

(2) 施工計画

- 1) 施工範囲周辺は国道、県道であるため、周辺への影響に配慮し、十分な安全を確認し施工すること。
- 2) 標柱交換の際に、作業前・作業中・作業後の写真を撮影し完成時に提出すること。

(3) 安全管理

安全対策を行い周辺の利用に支障がないよう事故防止に万全を期すること。

(4) 撤去材の処分について

工事に伴い発生した廃材は各種法令に従い、請負者の責任において適切に処分すること。

(5) 現場説明

現場説明は特に行わないが、現場確認の場合は、事前にくらし安全課 (TEL:0867-42-1017) まで連絡すること。

3. 共通事項

(1) 疑義

請負者は、工事の施工中疑義が生じた場合は、監督員と協議し、監督員の指示を受けて施工すること。

(2) 損傷部補修

設置に際し、建造物及び機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復帰を図ること。なお、復旧に要する費用は、全て請負者の負担とする。

(3) 秘密の厳守

本業務の実施に伴い知り得た事項については、秘密を厳守すること。

(4) 申請手続き

設置上必要となる各種申請手続きについては、請負者において遅滞なく行うこと。ただし、標柱設置に係る道路占有許可申請は、市が行うものとする。

(5) 法令の遵守

実施にあたっては、各種法令・規則・条例を遵守すること。

参考（標柱設置場所一覧）

①バス標柱 19 本

標柱数	停留所名	標柱数	停留所名
1 本	高橋	1 本	田口
1 本	鍛冶屋	1 本	上江川
1 本	茅見口	1 本	美川橋
1 本	長床	1 本	鹿の峰
1 本	野尾	1 本	大柳
1 本	河田口	1 本	サツキ橋
1 本	只口	1 本	鹿田
1 本	首切	1 本	勇山寺
1 本	出雲瀧	1 本	下方
1 本	湯谷		

②バス標柱 15 本

標柱数	停留所名	標柱数	停留所名
1 本	原	1 本	安末
1 本	野白	1 本	畑々中
1 本	清常	1 本	中田原
1 本	平田	1 本	水田校口
1 本	定	1 本	水田新町
1 本	中津井	1 本	水田下町
1 本	下中津井	1 本	米沢町十字路
1 本	砦部		

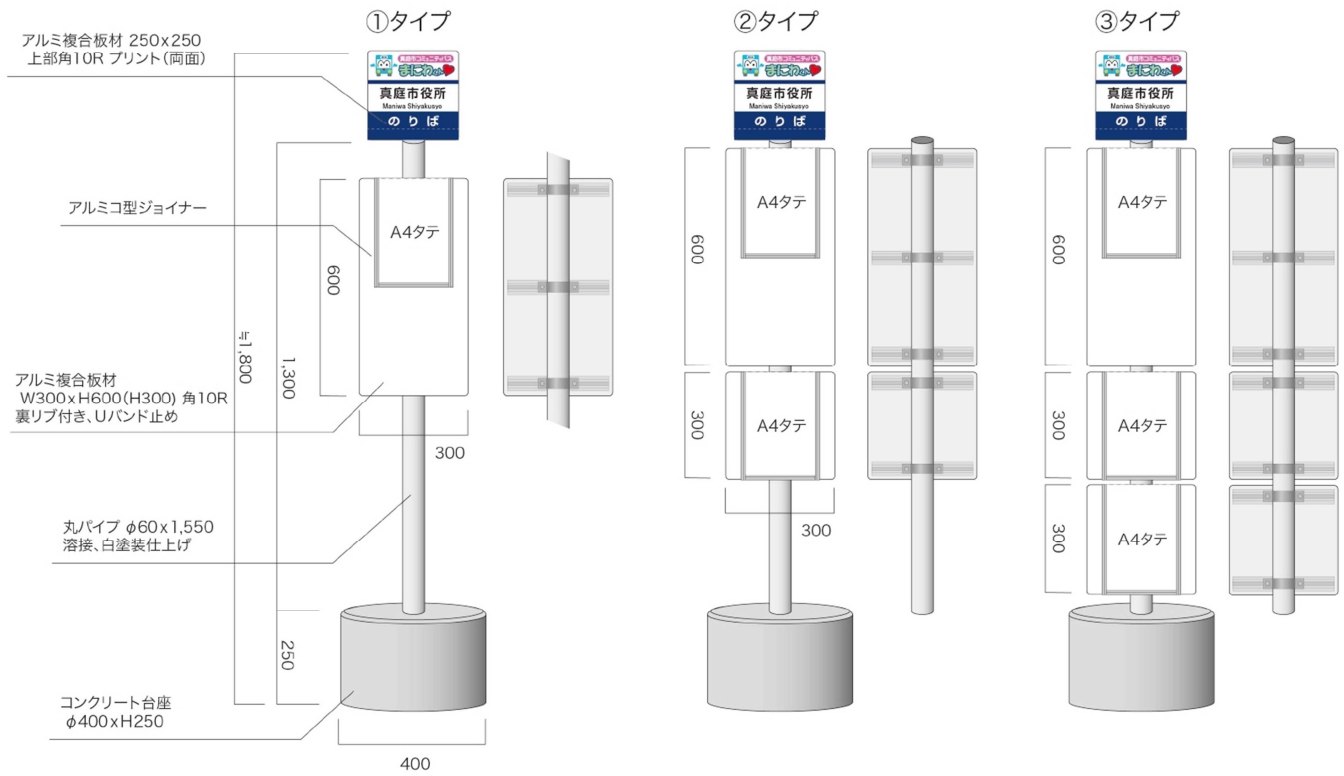
③バス標柱 4 本

標柱数	停留所名	標柱数	停留所名
1 本	落合上町	1 本	福田橋
1 本	上市瀬	1 本	紙屋

合計 38 本 + 予備 1 本

参考（デザイン・レイアウト案）

バス停標柱 仕様



※看板上部に英語表記を記載すること